

# 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

医療法人百藤会  
理事長

次世代育成支援対策推進法第12条第1項及び第4項の規定に基づき、職員が仕事と子育てを両立できる働きやすい職場環境をつくることにより、全ての職員がその能力を十分に発揮し、法人の持続可能な発展に資するため、以下のとおり行動計画を策定する。

## 1 計画期間

令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日 までの2年間とする。

## 2 次世代育成支援対策の実施より達成しようとする目標と対策

目標1 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 6日以上を目指す。

### 《取組内容》

- 各年3月末に有給休暇の取得状況を取りまとめる
- 有給休暇の取得に向けた人員や勤務形態の再整備を図る

目標2 子どもを育てる職員が、始業・終業時刻を繰り上げまたは繰り下げる制度の整備。

### 《取組内容》

令和4年 4月～

- 部署ごとに対応可能な勤務形態を再検証し、環境整備を図る

令和4年 6月～

- 育児・介護休業等に関する規則の見直しを行う

令和5年 4月～

- 見直し案に基づき、改定を行い試行的な運用を開始する

目標3 若年者に対するインターシップ等の就業体験機会の提供を行う。

### 《取組内容》

令和4年 4月～

- 若年者に対するインターシップ等の就業機会の提供を行うための規定を策定する

令和4年10月～

- 規定を策定後、令和4年より毎年1名以上の受け入れを実施する

令和5年 4月～

- 運用結果を見直し、改定を行う